

昭和薬科大学附属高等学校・中学校 自動販売機設置販売業務 仕様書

1. 事項名

昭和薬科大学附属高等学校・中学校 自動販売機設置販売業務

2. 設置場所

沖縄県浦添市沢岬 450 番地（昭和薬科大学附属高等学校・中学校内）

3. 契約期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで（1 年間）

※業務内容が良好の場合は協議の上、契約期間を延長し継続更新できるものとする。

4. 設置台数

昭和薬科大学附属高等学校・中学校 1 階ピロティ（屋外）に 3～5 台を設置することとし、1～3 台は飲料自動販売機が、1～2 台については食品自動販売機又はアイス、食品飲料複合型のいずれかとする。

5. 設置条件

（1）自動販売機の仕様

設置する自動販売機は、次の①から⑦までの条件を満たす機種とすること。

①サイズ

自動販売機のサイズは、次の記載サイズとする。設置可能サイズ（背面スペースを含む）を記載しているため、記載サイズ以内で設置できる機種であれば可とする。転倒防止板の面積は考慮しなくてよいものとする。

・幅 1,500 mm 程度×奥行 800 mm 程度×高さ 1,900 mm 程度

※記載サイズ以内に収まらない場合は承諾を得ること。

②販売種類

飲料はビン、缶、ペットボトル、紙コップ式とし、食品は事前に承諾を得ること。

③環境対応

設置する飲料自動販売機は、ノンフロン対応機とすること。食品や飲料複合型の自動販売機は省電力・環境配慮型の機種とし、双方ともヒートポンプ式や LED 照明の機種など環境に配慮した省エネルギー型のものとし、下校後はタイマーによる自動消灯など節電機能を有すること。

④デザイン

設置する自動販売機をユニバーサルデザインの機種とし、すべての利用者が容易に扱うことができるものとする。また、外観デザインは公序良俗に反しないものとし、著しく華美なものとしてはならないこと。

⑤災害救助ベンダー

災害発生時に本校が飲料の提供を必要とした場合に、自動販売機内のすべての飲料を無償で提供できる自動販売機とすること。また、その操作方法は本校職員が容易にできるものとする。

⑥転倒防止対策

自動販売機の設置にあたっては、地震・台風等で転倒することがないように転倒防止対策を施すこと。また、対策実施にあたっては、できる限り本校施設に負担がかからない方法とすること。

⑦キャッシュレス決済端末の導入

キャッシュレス決済機能として、可能な限りカード決済や流通系電子マネー（PayPay等）及び交通系ICカード（Suica等）決済も併用できる自動販売機を導入すること。

（２）販売品目及び価格

①販売品目

販売商品は飲料（酒類又はその類似品を除く。）及び食品（弁当、パン類、インスタント食品等）とすること。飲料に関して販売商品は水、お茶、乳製品、コーヒー、紅茶、炭酸飲料、ジュース類など幅広い種類を取り揃え、陳列商品の決定にあたっては、本校と協議のうえ決定すること。

②販売価格

販売価格は、標準販売価格より割引いた価格で提供すること。なお、設置期間中に物価の変動や消費税率の改定により商品の標準販売価格が変更となった場合には、本校との協議により設置自動販売機の販売価格を変更することができる。

（３）設備及び商品等の維持管理

- ①販売商品の補充、賞味期限、金銭管理その他自動販売機の維持管理を行うこと。
- ②自動販売機を良好な状態に管理し、補修等の保全及び管理を行うこと。
- ③使用済み容器回収ボックスも設置し使用済み容器の回収及び美化を行うこと。
- ④自動販売機への商品搬入、使用済み容器の回収等の際は、適切に安全管理を行い、事故等の防止及び本校の通常業務に支障をきたさないように努めること。
- ⑤関係法令を遵守し、賞味期限など販売品の衛生管理対策の徹底を図ること。
- ⑥自動販売機の故障、苦情等に関して、速やかに対処するとともに、機器に連絡先を明記すること。
- ⑦設置するすべての自動販売機に使用電力計測用の電気子メーターを設置し、使用した電気量に応じて本校へ支払うこと。

6. 売上報告書の提出

販売個数及び売上金額の実績報告について、定期的に本校へ報告すること。

7. 電気料及び貸付料

- ①電気料は、電気子メーターにより計測した使用量を基に計算し、実費相当額を本校へ納入すること。
- ②売上連動貸付料（※見積対象）として、売上の総額（商品に課す消費税等を含む）に、公募で決定した売上に占める割合（％）を乗じて得た額とする。
※売上連動貸付料は任意の割合（％）とし、本校は最低売上連動貸付料率（％）について設定しないものとする。
- ③自動販売機設置に伴う施設使用料は無償とする。

8. 経費の負担

- ①自動販売機の設置及び撤去費
自動販売機の設置、撤去については、すべて設置事業者の責任のもと、設置事業者の費用負担で実施すること。
- ②その他有益費等
設置事業者は、自動販売機の設置のために本校施設に支出した有益費、必要経費、その他の費用請求はできないものとする。

9. 自販機の防犯対策

自動販売機は、日本自動販売システム機械工業会作成の「自販機堅牢化基準」等を遵守し、犯罪防止に努めること。

10. 原状回復

設置事業者は、貸付期間が満了したとき、又は契約解除等により自動販売機を撤去するときは、速やかに原状に回復して返還しなければならない。ただし、本校が承諾したときはこの限りではない。

11. 損害賠償等

設置事業者は、その責に帰する理由により本校施設を滅失又は毀損した場合及び本仕様書に定める義務を履行しないために本校に損害を与えた場合は、その損害を賠償すること。また、自動販売機に関係して発生した第三者に対する事故について、本校の責に帰さない理由による場合は、設置事業者において誠実な対応と賠償を行うこと。

12. 転貸及び譲渡禁止

設置場所を第三者に転貸すること及び賃借権の譲渡はできないこととする。

13. その他

本仕様書に定めのない事項については、本校と協議し定めるものとする。